

平成25年11月27日制定（国空航第689号）
令和4年3月29日一部改正（国空航第3037号）

国土交通省航空局安全部安全政策課長

屈折矯正手術後における検査結果の確認要領

屈折矯正手術後における検査結果については、以下の全ての検査を実施している医療機関に在籍している眼科専門医により以下の点に注意し確認すること。なお、以下の検査において異常又は疑わしい所見が確認された場合は国土交通大臣の判定を受けること。

（1）視力の日内変動

視力の日内変動は同日3回以上の測定を実施し、各眼が裸眼での測定値で全て遠見視力の基準内であること。

（2）コントラスト感度

全ての検査において各測定機器の定める正常範囲内にあり、術前と比して著しい低下を認めないこと。

（3）グレアテスト

全ての検査において各測定機器の定める正常範囲内にあり、術前と比して著しい低下を認めないこと。

（4）角膜形状解析

keratectasia等の航空業務に支障を来す異常を認めないこと。

附則（平成25年11月27日）

本基準は、平成25年12月20日から適用する。

附則（令和4年3月29日）

本基準は、令和4年4月1日から適用する。